

## 平成 19 年 第 2 回 バナナ会議事録<合同・運営推進会議>

- 日 時) 平成 19 年 6 月 30 日 (土) 14 時~15 時 30 分  
会 場) 第二バナナ園 談話室  
参加事業所) ①グループホーム バナナ園  
②グループホーム第 2 バナナ園  
③グループホーム川崎大師バナナ園
- 出席者) ☆川崎市幸区介護保険課 職員様 2 名  
☆入居者ご家族様 (バナナ園、第 2 バナナ園) 3 名  
☆職員 (第 1 バナナ園、第 2 バナナ園、川崎大師バナナ園) 7 名  
☆入居者様 3 名
- テ ー マ) 『今後の認知症ケアに向けて』
- 議 題) ☆平成 19 年 4 月~『活動状況』の報告 (各事業所の管理者より)  
☆『みなし指定』についての説明・注意事項 (川崎大師バナナ園管理者より)  
☆『外部評価』について ( " )  
\* 外部評価の目的  
\* 自己評価票の内容について  
(『評価の視点』を配布し説明)  
\* 実施スケジュール  
\* 公表の方法と時期について  
☆『グループホーム』についての説明、意見交換会  
\* 認知症の方の『生活の場』である事など  
\* ご家族の要望、不明点など
- 意見など) ☆『みなし指定』については、川崎市においても『旬な議題』との事もあり  
意見交換した。  
\* 他市等から川崎市への異動 (特に直接グループホームへの住所異動)  
に関しては、再度調べ教えてくださるとの事。  
☆ ①認知症の介護をするにあたり、『認知症』に対して特別な資格が必要なの  
か?  
②『認知症』の介護についてどのように勉強されているのか?  
在宅時と比べ表情など良くなっている姿 (明るく穏やかになっている)  
を見ての質問でした  
回答) ①特に必要ではありません。  
②本部主催講習会や、社内研修会、事業所内での勉強会を行い  
全職員へ反映しスキルアップを図っています。  
☆ グループホームでも、在宅サービスの様なサービス (『訪問看護』、『福祉用具』  
の 1 割負担での利用) が出来ないものか? (願望)  
現状) グループホームは、実費負担。 在宅の延長と位置づけされているに  
も関わらず、在宅サービスは受ける事が出来ない。  
(介護保険での『訪問看護』、『福祉用具』の 1 割負担での利用不可)